

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 47 号
2 0 1 4 年 4 月 1 4 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 河原崎 宏之 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「苦情処理会議における通知書を発行しないこと」に関する緊急申し入れ

1月27日、関西地方において苦情申告に基づく事前審理を行った。

席上、会社側幹事は「通知書に関する苦情については、本部・本社で調整を図っている」「今日については保留の形でお願いします」と一方的に主張してきた。組合側幹事は「本部・本社という事よりも、あくまで地方の場で関西でやっつけようとなったが、通知されない状態になった。この場で苦情処理会議を開催して未通知について議論しないといけないのではないか」との主張を行ったが、会社側幹事は「本部・本社間で議論しているのでは」との理由で議論を拒否した。

2月24日開催の苦情申告に基づく事前審理の場で、会社幹事は「地方でも苦情処理会議はやりません」「通知書に関しては苦情処理会議を12月27日、この場で議論した。組合側も会社側も審議を尽くしてます。改めて苦情処理会議をやっても議論の繰り返しになるので苦情処理会議は開催しない」と主張。重ねて会社は「本社・本部間で協約を保証的に解決する場ですから。本部・本社間に判断を委ねた。議論を尽くした結果。撤回になっていないこと。減率適用が覆るといふ話になっていないこと。組合側と確認が出来たので、通知書を発行する」と会社側の一方的な解釈を組合側に押しつけてきた。

そもそも基本協約第273条に定められている通り、「地方苦情処理会議」は、各地方における問題を解決する機関である。それを一方的に本部・本社間に判断を委ね、地方における苦情処理会議での議論を行わずして会社の判断を一方的に組合側に押しつける行為は基本協約の第1条に反するばかりでなく、第2条に定められた遵守義務を反故にする行為である。

よって、以下のとおり申し入れるので、緊急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 組合側幹事は基本協約第293条で定めてある通知について「通知書が発行されないことの苦情申告」を既に提出しているが、会社は事前審理で「既に議論は尽くしている。苦情処理会議は開催しない」と一方的に言い放ち、組合員が基本協約第272条で定められている「労働協約及び就業規則等の適用及び解釈に苦情を有」しているにも関わらず、苦情処理会議を開催しないことは会社側の基本協約違反である。会社の見解をあきらかにすること。

2. 1項に基づき、2014年1月4日付け苦情申告票「苦情処理会議の結果が通知されなかったことについて」、2014年1月10日付け苦情申告票「苦情処理会議の結果が通知されなかった事について」、2014年1月13日付け苦情申告票「未通知について」の苦情処理会議を早急に開催すること。
3. 1月27日、関西地方において開催の苦情申告に基づく事前審理で、会社側幹事は通知書の発行は「本部・本社間で調整を図っている」としていたにも関わらず、2月19日、本部が申し入れた「申第26号・苦情処理会議の通知書に関する申し入れ」について会社は「団体交渉事項にあたらぬ」とし、団体交渉を拒否した。会社がこの間主張してきた基本協約第293条に関する解釈の変更であり、先ずは本部・本社間において団体交渉を開催すること。
4. 地方苦情処理会議は基本協約第273条により設置されており、会議自体が一つの設置単位と規定され開催されている。よって期間内に解決できない場合や地方会議で苦情を解決することが適当でない場合は287条に定められた上移を本部・本社間に行う場合もあるが、苦情に対する解決の場は地方の苦情処理会議で議論を行い通知を行うことが基本である。よって、今回のように会社側が一方的に主張する通知書の取扱いは地方における苦情処理会議の場への支配・介入であり、直ちに撤回すること。
5. 会社が従前の通知書から主張し、組合側と対立していた通知書の、最後の2行に書かれていた「従って基本協約第293条の定めにより、本件苦情申告については既に通知されたとおりとなることを通知します」とした部分を、今回「通知書から削除する」とした考えと目的を明らかにすること。
6. これまでの苦情処理会議において通知書が発行できなかったのは、会社がJR東海労の主張を受け入れなかったことが原因である。会社として申告者、関西地方本部に対して謝罪すること

以上